第十四条中「第十三条第二項及び」を「第十三条第二項並びに」に、「第五条第十一項」を「第二条第三項(b)並びに第五条第十一項(a)及び第十二項」に改め、「すべての」を削り、「(基金通貨代用証券及び国債を含む。以下この条において同じ。)」を「その他の資産」に改め、同条後段中「本邦通貨」を「当該資産」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、公布の日から施行する。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

2　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「中「銀行」とあるのは「国際金融公社」と、「第六条中」とあるのは「同条第五項中「百円」とあるのは「千合衆国ドル」と、第六条中」と、同条第四項中「銀行」とあるのは」を「及び第四項中「銀行」とあるのは、」に改める。

政　令

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十七号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　在勤基本手当の月額（第一条関係）

一　大使館

地域	所在国	号										
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		別											
アジア	インド	円 740,000	円 670,000	円 637,400	円 616,300	円 584,600	円 531,900	円 479,200	円 426,400	円 384,200	円 363,100	円 342,000	円 321,000

政令第百二十六号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(公文書監理官及び参事官)」に改め、同条第一項中「復興庁に、」の下に「公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」を加え、同条第三項中「参事官の定数は、併任の者を除き、」を「公文書監理官の定数は一人と、参事官の定数は併任の者を除き」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公文書監理官は、命を受けて、復興庁の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要事項に係るものに参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附則第七条第一項の表職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の項中「及び再就職者」を「並びに再就職者」に改め、「五年間に復興庁に属する職員であったものとみなす。）における復興庁の事務次官」の下に「及び公文書監理官並びに再就職者が離職前五年間に復興庁の公文書監理官に就いていた場合における復興庁に属する職員」を加え、「審議官及び」を「審議官並びに」に、「参事官」を「公文書監理官及び参事官」に改め、「時に復興庁に属する職員であったものとみなす。）における復興庁の事務次官」の下に「及び公文書監理官並びに再就職者が離職した日の五年前の日より前に復興庁の公文書監理官に就いていた場合における復興庁に属する職員」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三